

平成30年度ワークセミナーのご案内

「労働者派遣法」

平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、同一の派遣労働者が同じ職場で働くことができるのは最長3年となり、それを超える労働者については、派遣元が派遣先に直接雇用を依頼することなどの「雇用安定措置」をとることとされています。

平成30年9月30日で法改正から3年が経過することから、今後、この「3年ルール」が適用される派遣労働者が増えることが見込まれるため、このルールの内容と留意点についてお話しします。ぜひ、ご参加ください。

日 時 平成30年8月27日(月)13:30～16:00

会 場 石川県庁行政庁舎11階1102会議室
金沢市鞍月1丁目1番地(裏面「会場案内図」参照)

内 容



◆講演 (13:40～14:20)

「労働者派遣法改正から3年が経過！

～派遣労働者の3年ルールと留意点について～」

石川労働局職業安定部需給調整事業室

◆制度説明 (14:30～16:00)

- ①働き方改革関連法（石川労働局雇用環境・均等室）
- ②事業者向け消費者教育支援事業（石川県消費生活支援センター）
- ③一般事業主行動計画（石川県少子化対策監室）
- ④労働委員会事務局からのお知らせ（石川県労働委員会事務局）
- ⑤中小企業退職金共済制度（中小企業退職金共済事業本部）

対 象 企業の人事・労務担当者、労働者、一般希望者

定 員 100名（※定員に達し次第締め切らせていただきます）

【主催】 石川県、石川県中小企業労務改善集団協議会

受講無料

受講申込・お問い合わせ先

受講申込書にご記入のうえ、FAX又は郵送で下記までお申し込みいただくか、必要事項を記入したE-mailでお申し込みください。

石川県商工労働部労働企画課

〒920-0862 金沢市芳齊1丁目15番15号

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp

きりとり線
ワークセミナー[8/27(月)開催]受講申込書

勤務先・所属	(フリガナ)		
勤務先住所	(〒 -)		
(役職)			
参加者氏名			
電話番号	() -	FAX 番号	() -

会場案内図

石川県庁行政庁舎 11階 1102会議室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL(076)225-1531 (労働企画課 直通)



※上図の★は車いす対応駐車場です

【県庁へのアクセス map】



【交通のご案内】・バス：北鉄バス「県庁前」下車（JR金沢駅 金沢港口（西口）より約10分）

・タクシー：JR金沢駅 金沢港口（西口）より約8分

※このセミナーの受講により石川県民大学校(教養講座)の単位を修得できます。